

始良市告示第 178 号

始良市医療的ケア児等在宅支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市医療的ケア児等在宅支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために実施する始良市医療的ケア児等在宅支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、始良市補助金等交付規則（平成 22 年始良市規則第 54 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療的ケア 人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援をいう。

(2) 医療的ケア児 次のアからオまでの要件の全てに該当するものとする。

ア 始良市内に住所を有すること。

イ 18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。

ウ 在宅で同居の保護者又は介護を行う者（以下「保護者等」という。）による介護を受けて生活していること。

エ 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づく訪問看護指示書をいう。）による医療的ケアを必要としていること。

オ 訪問看護（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

(3) 家族 医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると市長が認めた者をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 医療的ケア児の家族であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 助成対象者及びその同一世帯の者に、市税等の滞納がないこと。

（助成対象経費及び助成金額）

第4条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金額は、別表のとおりとする。

（利用の申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、利用しようとする指定訪問看護ステーション（以下「利用訪問看護ステーション」という。）を経由して、年度ごとに市長に始良市医療的ケア児等在宅支援事業利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、助成事業の利用の可否を決定後、利用訪問看護ステーションを経由して助成対象者に対し、始良市医療的ケア児等在宅支援事業利用（却下）決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、医療的ケア児が、利用訪問看護ステーションから前条の助成金の交付対象となる看護（以下「助成対象訪問看護」という。）を受けたときは、助成対象者が当該利用訪問看護ステーションに支払うべき助成対象訪問看護に要した費用について、別表で定める助成金額を限度として、助成対象者に代わり、当該利用訪問看護ステーションに支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

（支援金の交付手続）

第6条 助成金の交付に関する手続については、規則第24条の規定により、規則第3条の規定による交付の申請、規則第13条の規定による実績報告及び規則第16条に規定する交付請求書並びに規則第6条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定等の通知を併合するものとする。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第7条 利用訪問看護ステーションは、第5条の助成対象訪問看護を実施した月ごとに、始良市医療的ケア児等在宅支援事業利用者台帳（様式第3号別紙）により利用者の管理を行うこととし、始良市医療的ケ

ア児等在宅支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号。以下「助成金交付申請書兼請求書」という。）により助成金の交付を申請するとともに、関係書類を添えて、利用実績を市長に報告するものとする。

- 2 助成金交付申請書兼請求書の提出期限は、助成対象訪問看護を実施した月の翌月10日（当該日が市の休日（始良市の休日を定める条例（平成22年始良市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）である場合には、その日以降の市の最初の休日でない日）とし、その提出部数は1部とする。

（助成金の交付の決定及び確定）

第8条 市長は、前条による助成金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付する助成金の額を決定し、始良市医療的ケア児等在宅支援事業助成金交付決定及び確定通知書（様式第4号）により利用訪問看護ステーションに通知するものとする。

（利用決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、利用の決定を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき。
- (2) 第3条の規定による助成対象者とならないことが判明したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、利用訪問看護ステーションが偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

助成対象経費	助成金額
指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問（自宅外を含む。）して行う看護に係る費用	次の算式により算定した額とする。 助成額＝A×B×C 備考 この算式に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）により算定する指定居宅サービスの一単位の単価 B 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生労働省告示第 19 号）別表中 3 イ（4）に定める単位数に 15 分の 10 を乗じたもの C 指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う 1 日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数（1 か月分を合計して発生した 1 時間未満は切捨て） ただし、助成対象の医療的ケア児 1 人につき、1 年度当たり 24 時間を上限とする。